

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会  
属性認証検討サブワーキンググループ（第5回）議事概要

1 日 時

平成28年4月15日（金） 15：30～17：00

2 場 所

中央合同庁舎2号館8階 総務省第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員及び説明者

手塚主査、愛場構成員、新井構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、小尾構成員、柴垣構成員、下江構成員、砂押構成員、竹内構成員、長尾構成員、中村（克）構成員、中村（信）構成員、西山構成員、宮内構成員、宮脇構成員、山田構成員、原説明者、佐藤説明者、向説明者

(2) 関係省庁

信朝 内閣官房IT総合戦略室IT利活用戦略推進官、  
大峯 法務省民事局商事課法務専門官、  
希代 経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室室長補佐

(3) 総務省

山田情報通信国際戦略局長、南政策統括官（情報通信担当）、小笠原情報通信政策課長、坂入情報通信政策課企画官、中田情報通信政策課課長補佐、中西情報セキュリティ対策室調査官、橋本情報流通振興課課長補佐、望月大臣官房企画課個人番号企画室長、上仮屋自治行政局住民制度課企画官、山口行政課監査制度専門官、吉永行政管理局行政情報システム企画課専門職

4 議事

- (1) WGへの報告（案）について
- (2) 関係者からのプレゼンテーション
- (3) 意見交換

## (1) WGへの報告（案）について

### 【小笠原課長】

- 現在、法制局と関係省庁、関係部局と法案の内容を詰めているところだが、可能な限り早期にその法案を国会に提出するためにアクションプランを制定中。
- 法人の役員または使用人が署名を行ったとき、この法人の代表者が役員または使用人に与える権限の範囲を証明する業務の認定制度に関して、現在検討中の法案を「電子委任状」に関する制度整備と整理しつつある。
- 今回の場合は委任状取扱事業者がほかの法令で定められた事業と重なって業務を行う可能性があることとの関係で、ほかの法律で定められた手続となるべくワンストップ化等々を図っていったらどうかということで、今その可能性について関係部局、あるいは省庁と検討しているものが3つほどある。
- 1つ目は、電気通信事業者の届出についての取り扱い、2つ目は、公的個人認証法上の取り扱い、3つ目は国・地方公共団体の調達手続における委任状の取り扱い。
- 法人代表者ということが実在する会社で、実在する人であるのかということを確認しているのが認定要件の1つということになるだろう。
- 以上のいずれも事業者方のコンセンサスが必要であるという事項であることは当然だが、政省令、あるいはガイドラインで仮の法律の制定がされると、また別の専門的な場を設けて、その場であつていくべき話ということが大部分。
- 現在の提案として、基本的にはできるだけ早く法案として国会に提出をするということを目指し、委任状ということを中心に据えた法整備を進めると同時に事業者の認定要件等についての検討も合わせて進めていきたい。

## (2) 関係者からのプレゼンテーション

### 【向説明者】

- 「国の調達手続及び電子私書箱における属性認証の実現に向けた調査」ということで、弊社のほうが昨年度調査させていただいた内容をご報告させていただく。
- 電子委任状の実現方式を、電子証明書方式、属性情報証明書方式、属性情報データベース方式の4つに類型した。

- 電子委任状の実現方式①は、利用者の属性情報を民間認証局の発行する電子証明書に格納する電子証明書方式。
- 電子委任状の実現方式②、③が、代表者署名方式があり、利用者の属性情報をPDFやXML等の電子的なファイルが想定される属性情報証明書に格納され、電子委任状取扱事業者の署名をしてあるという属性情報証明書方式。
- 電子委任状の実現方法④が利用者の属性情報を電子委任状取扱事業者の管理するデータベースに格納する属性情報データベース方式。

**【手塚主査】**

- 電子委任状取扱事業の実現に当たってリモート署名が重要な要件というようなご説明があったが、リモート署名については経済産業省の電子署名法研究会において検討がされ、平成27年度の報告書が取りまとめされてきていると伺っている。

**【希代室長補佐】**

- 平成27年度電子署名法研究会の直近のものは本年3月25日に開催。リモート署名について、電子署名法の規定に基づいて、できること、できないことを整理し、検討方針を示している。
- 平成27年度の電子署名法研究会においてリモート署名の定義を行った。事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者がサーバにリモートでログインして自らの署名鍵を用いて電子署名を行うことをリモート署名と定義。
- 今後も引き続き電子署名法研究会を開催し、電子署名法の観点からリモート署名の技術的基準等について必要な論点整理を進めていく。具体的な報告書の内容について整理が出来次第、早目に公開をしてお示しをさせていただきたい。

**【手塚主査】**

- 本日までご出席の認証事業者、JIPDEC、宮内先生、にご参加いただき、昨年度精力的に議論をしてきた結果、リモート署名の安全性を担保するための考え方が大分整理されてきていると考えている。
- 電子委任状を取り扱う事業者の認定要件とリモート署名を適正に行うための要件は非常に密接に関連していると考えている。今回、リモート署名を適正に実施するための基

本的な要件が整理されたことを受け、本サブワーキンググループでも電子委任状を取り扱う事業者の認定要件についての検討をさらに具体化していきたいと考えているところ。

【中村説明者】

- 「マイナンバーカードの普及促進のための公的個人認証サービスを活用した先行事例の実現に向けた実証事業」を昨年度させていただいた。この実証事業の中の1つのプロジェクトとして、電子私書箱を活用したワンストップサービスについて検討してきた。
- 今回対象としたのが、保育所入所申請の手続。この保育所入所申請という手続は、保育所への入所を希望する子どもを持ったご両親様が、自治体に対してそれぞれ手続をする業務になっている。この際、自治体に対して保育ができない状況というのを証明する証明書が父母それぞれ必要になるというところ。証明書がそろったところで、自治体に対してその証明書を添付書類として申請を行って、実際の審査結果を受けているという手続になっている。
- この手続は現行では入所児童全員分を毎年、かつ一時期に集中して行うため、年間460万件ほどこの手続のための就労証明等の発行が行われている。またこれは証明書になるので、企業から見ると、内部で証明書を作成した後にさらに押印決裁、それを送付するなどの行為を含めて、手間とコストが非常にかかっている手続になっている。また、受け取る自治体様から見たときも、230万件の受付が一時期に発生することになり、窓口への集中などが発生し、手間とコストがかかる手続となっている。
- 今回、電子私書箱を使いマイナンバーカード1枚だけで、各利用者が簡単な手続ができるというところを狙っている。
- 電子私書箱を使った際の役割だが、基本的にはご両親様が申請し、勤務先の企業の担当者が証明書を発行し、自治体の担当者が受け付けるというところは変わらない。この真ん中に電子私書箱が出ることにより、この電子私書箱によってマイナンバーカード1枚だけでの手続を実現していこうというもの。
- このために電子私書箱は3つの主要な機能を持つ必要があるだろうと考える。1つ目はワンストップ、2つ目が本人の確認、3つ目が権限の確認。
- 今回の電子私書箱の場合、証明書と委任状というものをセットで用いることで担当者の権限を証明していこうと考えた。担当者が発行する証明書と別に、就労証明の委任状というものを企業の代表者が署名する形で、担当者に権限があるということを証明する

ことにより、担当者が発行する就労証明書が確実に企業の代表から承認されているということがわかるというモデルになるので、これら一式を受け取る自治体から見ても、さらに安心して受け取れることになる。

- 今回、この権限の委任ということで、都度の押印と切り離して、担当者が就労証明書を作成する。一方委任状については、委任の登録時に代表者が1回その期間を定めて委任するという形になることによって、代表者、担当者から見たときの都度の押印決裁は不要になるため、そこも簡素化できるものと考えている。

#### 【原説明者】

(画面上にて保育所入所申請のデモ)

#### 【小田嶋構成員】

- 現在、企業の担当者の方は、就労証明書にマイナンバーカードで署名を打っている。マイナンバーカードで署名を打つということになると、担当者の方の住所や生年月日が電子証明書にそのまま書いてあるので、それが相手先に渡るということになる。そのような場合機微な情報であるので、取り扱いに関してはかなり慎重にならざるを得ないだろう。
- もう一点提案として、私書箱の運営者が自ら電子委任状を用いて権限確認をするといった内容の一部に関してはアウトソースもできるだろうと思っている。

### (3) 意見交換

#### 【山田構成員】

- 昨年度実証の過程の中で、具体的なイメージ、コスト、あるいは制度的な整備の方向性といったところが明らかになってきていると思っているが、今後弊社のMyPOSTについて機能拡充を行うに当たり、非常に有意義なアウトプットをいただいたと考えている。特に属性認証については、今後の電子私書箱の機能として、なかなかこれまで難しかった行政申請行為の電子化といったところに具体的な道筋が見えてきていると考えている。

**【手塚主査】**

- リモート署名の話も含め、全体的に連携というのが非常に重要になってきていると思っており、そのような意味では非常に組み立てがよくなってきていると思っている。
- このような中で、民間の認証局の皆さんがビジネスをする上でも、活躍の場が出てくると思うし、この分野の広がりという点でも非常にあると感じる。それとマイナンバーカードを利用するという点でも、それら最初の入り口は全てアクセスコントロールのところではマイナンバーカードを使うという点でも、カードの普及という点で資するところがあるのではないかというふうに思っている。

**【小笠原課長】**

- 公的個人認証サービスのワーキングへの報告として電子調達、電子私書箱について先ほど認定認証事業者様からいただいたような使い方を含めれば、大体この場のコンセンサスが頂戴できたのではないかと。
- 調達と私書箱という双方の使い方を想定した上で、先ほど説明させていただいた電子委任状の利活用の方法ということで、当面の目標としては可能な限り早期に国会に法案を提出するというところで、アクションプランとして報告をさせていただきたい。
- 引き続き今日紹介したような内容で、法制局及び法務省、経済産業省等関係省庁とご相談をして、法案の内容を詰めてまいりたい。
- 次回以降は、認定の要件、あるいは法的な効果のところといったものについて、引き続き皆様のご意見を頂戴しながら、法案の内容の具体化ということを進めてまいりたい。

以上